

親子のためのはじめての音楽会 協賛企業広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、「親子のためのはじめての音楽会」の趣旨に賛同する企業の広告を掲載することについて、公益財団法人かすがい市民文化財団広告掲載要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 要領第2条第3号に規定する広告媒体は、文芸館交流アトリウムに設置された大型ビジョンとする。

(広告料金及び広告媒体等)

第3条 広告料金（協賛金）及び、媒体は別表1のとおり。

2 広告料金は、原則、広告掲載の承諾から2週間以内に、支払うものとする。

(募集期間)

第4条 広告は1年ごとに募集することとする。締め切りは下記に記載した通りとする。

締め切り：前年度2月末

(雑則)

第5条 この基準に定めるもののほか広告掲載について必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この基準は、令和8年1月9日から施行する。

別表1

広告媒体	広告内容	仕様
大型ビジョン	公演の前後に流す スライド映像の中 に、企業名を掲載	静止画+企業動画 (動画は30秒まで)
かすがい市民文化 財団ホームページ	「親子のためのは じめての音楽会」 各公演のページに 企業名を掲載	ホームページの協賛企 業欄に掲載 5万円
公演チラシ	「親子のためのは じめての音楽会」 の公演チラシに、 企業名を掲載	チラシの協賛企業欄に 掲載